

恩廻公園調節池洪水調節施設見学会実施要領

この要領は、神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターが管理する恩廻公園調節池の洪水調節施設見学会について必要な事項を定めるものとする。

1 実施の目的

恩廻公園調節池の洪水調節施設の見学会は、河川や水害に対する県民の理解を深めることで、今後の河川行政や、総合治水対策事業等の推進を図ることを目的として実施する。

2 対象者

見学は一般市民で構成する団体を対象とし、民間企業、業界等からの施設見学依頼については、営利目的、その他横浜川崎治水事務所川崎治水センター所長(以下所長という。)が不相当と判断する場合は受け入れない。

3 申込

見学を希望する団体は、原則として見学希望日の一ヵ月前までに別紙の施設見学申込書を提出し、申込を行うものとする。

なお、申込後、見学希望日時を変更する場合は、あらためて施設見学申込書を提出する。

4 開催

見学会は原則として平日の午前10時から午後4時の間に開催し、定員は30人程度までとする。

同月に複数から見学の希望がある場合には、定員数まで集約して開催し、希望人数が定員を超過した場合は見学希望団体と調整の上、開催日時を翌月以降に持ち越すことができる。

ただし、県などの行政機関が行う見学会や地域の学校等が行う見学会、それらに類するもので所長が認めた場合は、この限りではない。

5 中止

川崎地区に大雨洪水注意報が発令されるなど、横浜川崎治水事務所川崎治水センター水防支部が水防活動を行う場合、鶴見川の水位上昇が予想される場合、その他業務に支障を来すと予想される場合には、利用予定日当日であっても所長の判断により見学会を中止する事ができる。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から適用する。

この要領は、平成24年2月1日から適用する。

この要領は、平成30年11月21日から適用する。